変　更　覚　書

山田太郎（以下、「甲」という。）と佐藤花子（以下、「乙」という。）は、両当事者間で締結された令和５年６月１日付け覚書（以下「原覚書」という）に関し、以下のとおり合意する。

第１条（報酬額の変更）

原覚書第２条に定める報酬額「月額１０万円（消費税別）」を「月額１２万円（消費税別）」に変更する。

第２条（有効期間の変更）

原覚書第６条に定める有効期間「令和６年５月３１日まで」を「令和７年５月３１日まで」に変更する。

第３条（原覚書の適用）

本覚書に定めのない事項については、原覚書の定めに従うものとする。

本覚書の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

　　　　　令和６年５月１日

甲　●●県●●市●●区●●●●

山　　田　　太　　郎　　　　印

乙　●●県●●市●●区●●●●

佐　　藤　　花　　子　　　　印